

食品安全委員会（第５３３回会合）議事概要

日 時：平成２６年１０月１４日（火） １４：００～１５：２３

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか ６名出席

傍聴者：報道 １名、行政機関 ６名、一般 ７名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物１品目（説明事項の変更）クエン酸三エチル

→厚生労働省から説明。

本件については、引き続き添加物専門調査会において審議をすることが確認された。

- ・ 「肥料取締法第３条第２項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正」について食品健康影響評価の要請について

→農林水産省から説明。

本件については、

- ・ 農薬が混入される肥料の規格を設定するものであり、当該肥料は農薬取締法に基づく使用基準によって管理されるものであることから、食品を介して人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すること、

- ・ また、食用に供しない農作物等のみに使用される農薬が混入される肥料の公定規格の改定については、食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すること、

- ・ リスク管理機関においては、農薬取締法に基づく管理を適切に行うとともに、食品健康影響評価を受けていない農薬については、評価が終了次第、必要に応じて使用基準を見直すべきであることを通知することとなった。

（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・ 「使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分」に関する審議結果の報告について

→担当委員の三森委員から説明。

評価要請のあった９７成分のうち５７成分については、動物用医薬品の添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視でき

ると考えられる。このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。このため、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント><スペアミント>」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「カンタキサンチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「カンタキサンチンの一日摂取許容量を0.025 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審査結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「モサプリド」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1%）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「モサプリドクエン酸塩の一日摂取許容量を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

また、「クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1%）」が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒ

トの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ 動物用医薬品「メロキシカム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「メロキシカムの一日摂取許容量を0.00063mg/kg 体重/日との審査結果が了解され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 薬剤耐性菌「エンラマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（６）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成２６年９月分）について

→事務局から報告。